年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年 10 月6日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　2件

国 民 年 金 関 係　　1件

厚生年金保険関係　　1件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　2件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　2件

（3）年金記録の訂正請求を却下としたもの　　0件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　0件

厚生局受付番号　：　近畿（受）第2600495号
厚生局事案番号　：　近畿（国）第2600011号

第１　結論

請求期間①のうち、昭和41年12月から昭和42年９月までの期間について、訂正請求記録の対象者の国民年金被保険者資格の取得年月日を昭和41年12月18日に、同被保険者資格の喪失年月日を昭和42年10月31日に訂正し、昭和41年12月から昭和42年９月までを国民年金保険料の未納期間として訂正することが必要である。

その余の期間については、請求者の請求に係る訂正請求記録の対象者の国民年金原簿の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏名（続柄）　：　男（夫）
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和28年生
住　　所　：

２　被保険者等の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和21年生

３　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　昭和41年12月18日から昭和46年10月１日まで
②　昭和46年10月１日から平成17年12月27日まで

Ａ社会保険事務所（平成22年１月以降はＢ年金事務所、以下同じ。）が平成21年10月６日付け及び令和６年２月13日付けで発出した訂正請求記録の対象者に係る被保険者記録照会回答票において、国民年金の納付済月数欄には４か月及び全額免除月数欄には196か月、厚生年金保険の加入期間欄には56か月、年金加入期間合計欄には256か月と記録されており、このほか年金の受給資格期間としてみなすことができる期間（以下「合算対象期間」という。）を含め、被保険者期間305か月として、訂正請求記録の対象者は年金給付を受けていた。

しかし、Ｂ年金事務所が令和７年７月31日付けで発出した訂正請求記録の対象者に係る被保険者記録照会回答票において、国民年金の納付済月数欄には４か月及び全額免除月数欄には156か月、厚生年金保険の加入期間欄には56か月、年金加入期間合計欄には216か月と記録されており、このほか合算対象期間を含め、被保険者期間は295か月である旨訂正されていることが分かった。

Ｂ年金事務所は、訂正請求記録の対象者の年金記録について、誤った記録訂正処理を行ったと言わざるを得ず、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②に係る年金記録を訂正し、平成21年10月６日付け及び令和６年２月13日付け被保険者記録照会回答票において確認できる年金記録の状態（被保険者期間305か月）にしてほしい。

第３　判断の理由

１　社会保険オンラインシステムの記録（以下「オンライン記録」という。）によると、訂正請求記録の対象者は、平成20年３月13日付け国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定時において、ｉ）昭和37年３月20日から同年５月22日までの期間、同日から昭和39年８月26日までの期間、同年８月27日から昭和40年３月16日までの期間及び同年４月１日から昭和

41年12月18日までの期間は、厚生年金保険被保険者期間（計56か月）、ⅱ）昭和41年12月から昭和43年９月までの期間、同年10月から昭和44年４月までの期間及び昭和45年２月から昭和46年９月までの期間は、合算対象期間（計49か月）、ⅲ）昭和46年10月から昭和55年３月までの期間及び平成16年５月から平成17年11月までの期間は、国民年金保険料法定免除期間（計121か月）、ⅳ）昭和56年１月から昭和60年３月までの期間及び昭和61年４月から昭和63年３月までの期間は、国民年金保険料申請全額免除期間（計75か月）、ⅴ）平成17年12月から平成18年３月までの期間は、国民年金第３号被保険者期間（４か月）、ⅵ）訂正請求記録の対象者の国民年金被保険者資格の取得年月日を昭和44年５月１日とし、同月から昭和45年１月までの期間、昭和55年４月から同年12月までの期間、昭和60年４月から昭和61年３月までの期間及び昭和63年４月から平成16年４月までの期間は、国民年金保険料未納期間と、それぞれ記録されていたことが確認できる（老齢基礎年金の受給資格期間の計算となるｉからｖまでの月数の合計は305か月。）。

また、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は、令和６年12月18日付けで、ⅶ）前述１のⅱの期間を、昭和41年12月から昭和42年９月までの期間は年金に未加入の期間、昭和42年10月から昭和44年４月までの期間及び昭和45年２月から昭和50年１月までの期間（計79か月）は合算対象期間と記録訂正され、ⅷ）昭和45年２月から昭和50年１月までの期間を合算対象期間と記録訂正したことを踏まえ、前述１のⅲの国民年金保険料法定免除期間を、昭和50年２月から昭和55年３月までの期間及び平成16年５月から平成17年11月までの期間（計81か月）と記録訂正されていることが確認できる（老齢基礎年金の受給資格期間の計算となるⅶ及びⅷ、並びに前述１のｉ、ⅳ及びｖの月数の合計は295か月。）

そこで、請求者は、訂正請求記録の対象者の老齢基礎年金の受給資格期間を295月から305月に戻してほしいと、請求期間①及び②に係る訂正請求記録の対象者の国民年金原簿の記録訂正を求めている。

２　オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は、平成20年１月17日付けで、昭和40年４月２日から昭和43年10月18日までの脱退手当金支給期間に係る厚生年金保険被保険者記録を統合処理されていたところ、当該被保険者記録については、訂正請求記録の対象者の記録ではなく、別の被保険者（訂正請求記録の対象者の旧姓と同じ読み方かつ同じ生年月日）の記録であると判明したことから、当該被保険者記録の統合処理は取り消されていることが、請求者の主張等から確認できる。

したがって、当時の国民年金法附則第８条第５項第７号が規定した合算対象期間となる脱退手当金支給期間のうち昭和36年４月１日以後の期間である、訂正請求記録の対象者の昭和41年12月から昭和43年９月までの期間の合算対象期間が記録訂正されていることに誤りはない。

一方、請求期間①のうち、昭和41年12月から昭和42年９月までの期間について、訂正請求記録の対象者に係るＣ市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳、昭和36年度から平成14年度までの国民年金過年度収滞納（以下「Ｃ市の国民年金被保険者名簿等」という。）によると、訂正請求記録の対象者は、昭和41年11月１日に国民年金被保険者資格を取得し、同月から昭和55年12月までの期間は国民年金保険料の納付がない期間である旨記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は、昭和40年４月１日から昭和41年12月18日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、当時の国民年金法第７条第２項第７号は、被用者年金各法の被保険者の配偶者は国民年金の被保険者としない旨規定しているところ、戸籍の記録によると、訂正請求記録の対象者は、昭和42年10月＊日に元夫と婚姻し、昭和56年１月＊日に離婚していることが確認でき、オンライン記録によると、元夫は、昭和36年５月１日から昭和44年５月11日

までの期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

したがって、訂正請求記録の対象者の国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和41年12月18日であり、同月から元夫との婚姻月前の昭和42年９月までの期間について、訂正請求記録の対象者は国民年金の被保険者として、国民年金保険料の未納期間であったと認められる。

3　請求期間①のうち、昭和42年10月から昭和44年４月までの期間及び昭和45年２月から昭和46年９月までの期間、並びに請求期間②のうち、同年10月から昭和55年３月までの期間について、当時の国民年金法第７条第２項第７号は、被用者年金各法の被保険者の配偶者は国民年金の被保険者としない旨、同法附則第６条第１項は、同法第７条第２項に該当するものは同項の規定にかかわらず都道府県知事に申し出て被保険者となることができる旨、同法附則第８条第５項第１号は、同法附則第６条第１項の規定により国民年金の被保険者となることができた者が同項に規定する申出を行わなかったため国民年金の被保険者とならなかった期間を合算対象期間に算入する旨、それぞれ規定している。

また、当時の国民年金法第89条第１項第２号は、被保険者が生活保護法による生活扶助を受けるときに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない旨規定している。

請求者から提出された、訂正請求記録の対象者に係る国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（平成20年１月31日付けＡ社会保険事務所受付押印有）において、連絡欄には「法免　婚姻期間中だがＯＫ」と記載されていることが確認できる。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者は昭和46年＊月に三男を出産後、すぐに元夫と居住するＤ県Ｅ市から、訂正請求記録の対象者の実家近くのＣ市に３人の子供を連れ元夫と別居しており、別居した際、生活保護を受けていた旨陳述している。

しかしながら、戸籍の記録によると、訂正請求記録の対象者は、昭和42年10月＊日に元夫と婚姻し、昭和56年１月＊日に離婚していることが確認でき、オンライン記録によると、元夫は、昭和36年５月１日から昭和44年５月11日までの期間及び昭和45年２月１日から昭和50年２月25日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、前述の訂正請求記録の対象者に係るＣ市の国民年金被保険者名簿等において、請求期間①のうち、昭和42年10月から昭和44年４月までの期間及び昭和45年２月から昭和46年９月までの期間、並びに請求期間②のうち昭和46年10月から昭和50年１月までの期間は、それぞれ国民年金保険料の納付がない期間である旨記録されている。

さらに、請求者が訂正請求記録の対象者の請求期間①のうち昭和45年２月から昭和46年９月までの期間及び請求期間②のうち昭和46年10月から昭和55年３月までの期間当時における居住地であったとするＣ市及びＥ市に照会したものの、訂正請求記録の対象者の昭和46年10月から昭和55年３月までの期間を、国民年金保険料の法定免除期間と記録する根拠となった資料等（生活保護法による生活扶助を受けたことを示す記録）は保管していない旨それぞれ回答している。

したがって、訂正請求記録の対象者の請求期間①のうち、昭和42年10月から昭和44年４月までの期間及び昭和45年２月から昭和46年９月までの期間、並びに請求期間②のうち、同年10月から昭和50年１月までの期間を、それぞれ合算対象期間と記録訂正され、請求期間②のうち、同年２月から昭和55年３月までの期間を国民年金保険料法定全額免除期間と記録訂正されていることが誤りであるとは言えない。

4　請求期間①のうち、昭和44年５月から昭和45年１月までの期間について、訂正請求記録の対象者に係るＣ市の国民年金被保険者名簿等において、当該期間は国民年金保険料の納付がない期間である旨記録されており、オンライン記録と一致している。

5　請求期間②のうち、昭和 55 年４月から平成 17 年 11 月までの期間について、訂正請求記録の対象者に係るＣ市の国民年金被保険者名簿等及び昭和 55 年４月から平成 14 年３月までの収滞納一覧表において、請求期間②のうち昭和 55 年４月から同年 12 月までの期間、昭和 60 年４月から昭和 61 年３月までの期間及び昭和 63 年４月から平成 14 年３月までの期間は国民年金保険料の納付がない期間である旨、昭和 56 年１月から昭和 60 年３月までの期間及び昭和 61 年４月から昭和 63 年３月までの期間は国民年金保険料申請全額免除期間である旨記録されており、オンライン記録と一致している。

また、戸籍の記録によると、訂正請求記録の対象者は、平成２年７月＊日に請求者と婚姻していることが確認できるところ、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者及び請求者は、それぞれ婚姻年月から平成 16 年４月までは国民年金保険料の未納期間、同年６月２日の申請により同年５月から国民年金保険料の法定免除期間と記録されていることが確認できる上、訂正請求記録の対象者は、請求者が平成 17 年 10 月１日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後の、同年 12 月に国民年金第３号被保険者資格を取得しているところ、請求者に係るオンライン記録の被扶養者記録照会回答票（案内画面）において、訂正請求記録の対象者は同月 27 日に被扶養者の認定を受けていることが確認できることなど、訂正請求記録の対象者の平成２年７月から平成 17 年 11 月までの期間に係る年金記録に誤りは見当たらない。

6　以上のことから、請求者の請求期間①のうち、昭和 42 年 10 月 31 日から昭和 46 年 10 月１日までの期間及び請求期間②に係る訂正請求記録の対象者の国民年金原簿の記録訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600291 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600056 号

第１　結論

請求者のＡ事業所における請求期間②から⑤までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

請求期間②から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間②から⑤までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 62 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 27 年３月 31 日
②　平成 28 年３月 31 日
③　平成 28 年７月８日
④　平成 30 年 12 月 10 日
⑤　平成 31 年３月 29 日

Ａ事業所から支給された請求期間①から⑤までの賞与記録がないことが分かった。

請求期間①から⑤までの各期間に賞与が支給され、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間②から⑤までの各期間について、請求者から提出された請求期間②に係る賞与台帳、請求期間④に係る預金通帳、請求期間③及び⑤の各期間に係る取引推移一覧表並びにＡ事業所の会計業務を受託していた公認会計士事務所から提出された請求期間②から⑤までの各期間に係る年間支給控除一覧表から判断すると、請求者は、同事業所から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②から⑤までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑤までの各期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

請求期間①について、請求者からは当該期間に係る賞与台帳、預金通帳及び取引推移一覧表の提出はなかった。

また、Ａ事業所は、請求者の請求期間①に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、令和７年６月１日から前理事長より経営を引き継いでいるが、同日前のことは全く把握していない旨、同事業所の会計業務を受託していた公認会計士事務所は、当該期間に係る資料の保管はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①において、Ａ事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

別表

請求期間	賞与支払年月日	標準賞与額
②	平成 28 年３月 31 日	37 万 3,000 円
③	平成 28 年７月８日	30 万 1,000 円
④	平成 30 年 12 月 10 日	38 万 5,000 円
⑤	平成 31 年３月 29 日	39 万 3,000 円

厚生局受付番号　：　近畿（受）第2500626号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第2600058号

第１　結論

請求期間①及び②について、請求者の請求に係る訂正請求記録の対象者の厚生年金保険原簿の記録訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏名（続柄）　：　男（夫）
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和28年生
住　　所　：

２　被保険者等の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和21年生

３　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　昭和41年12月18日から昭和46年10月１日まで
②　昭和46年10月１日から平成17年12月27日まで

Ａ社会保険事務所（平成22年１月以降はＢ年金事務所、以下同じ。）が平成21年10月６日付け及び令和６年２月13日付けで発出した訂正請求記録の対象者に係る被保険者記録照会回答票において、国民年金の納付済月数欄には４か月及び全額免除月数欄には196か月、厚生年金保険の加入期間欄には56か月、年金加入期間合計欄には256か月と記録されており、このほか年金の受給資格期間としてみなすことができる期間（以下「合算対象期間」という。）を含め、被保険者期間305か月として、訂正請求記録の対象者は年金給付を受けていた。

しかし、Ｂ年金事務所が令和７年７月31日付けで発出した訂正請求記録の対象者に係る被保険者記録照会回答票において、国民年金の納付済月数欄には４か月及び全額免除月数欄には156か月、厚生年金保険の加入期間欄には56か月、年金加入期間合計欄には216か月と記録されており、このほか合算対象期間を含め、被保険者期間は295か月である旨訂正されていることが分かった。

Ｂ年金事務所は、訂正請求記録の対象者の年金記録について、誤った記録訂正処理を行ったと言わざるを得ず、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②に係る年金記録を訂正し、平成21年10月６日付け及び令和６年２月13日付け被保険者記録照会回答票において確認できる年金記録の状態（被保険者期間305か月）にしてほしい。

第３　判断の理由

１　社会保険オンラインシステムの記録（以下「オンライン記録」という。）によると、訂正請求記録の対象者は、平成20年３月13日付け国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定時において、ⅰ）昭和37年３月20日から同年５月22日までの期間、同日から昭和39年８月26日までの期間、同年８月27日から昭和40年３月16日までの期間及び同年４月１日から昭和41年12月18日までの期間は、厚生年金保険被保険者期間（計56か月）、ⅱ）昭和41年12月から昭和43年９月までの期間、同年10月から昭和44年４月までの期間及び昭和45年２月から昭和46年９月までの期間は、合算対象期間（計49か月）、ⅲ）昭和46年10月から昭和55年３月までの期間及び平成16年５月から平成17年11月までの期間は、国民年金保険料法定免除期間（計121か月）、ⅳ）昭和56年１月から昭和60年３月までの期間及び昭

和 61 年４月から昭和 63 年３月までの期間は、国民年金保険料申請全額免除期間（計 75 か月）、ⅴ）平成 17 年 12 月から平成 18 年３月までの期間は、国民年金第３号被保険者期間（４か月）、ⅵ）訂正請求記録の対象者の国民年金被保険者資格の取得年月日を昭和 44 年５月１日とし、同月から昭和 45 年１月までの期間、昭和 55 年４月から同年 12 月までの期間、昭和 60 年４月から昭和 61 年３月までの期間及び昭和 63 年４月から平成 16 年４月までの期間は、国民年金保険料未納期間と、それぞれ記録されていたことが確認できる（老齢基礎年金の受給資格期間の計算となるｉからｖまでの月数の合計は 305 か月。）。

また、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は、令和６年 12 月 18 日付けで、ⅶ）前述１のⅱの期間を、昭和 41 年 12 月から昭和 42 年９月までの期間は年金に未加入の期間、昭和 42 年 10 月から昭和 44 年４月までの期間及び昭和 45 年２月から昭和 50 年１月までの期間（計 79 か月）は合算対象期間と記録訂正され、ⅷ）昭和 45 年２月から昭和 50 年１月までの期間を合算対象期間と記録訂正したことを踏まえ、前述１のⅲの国民年金保険料法定免除期間を、昭和 50 年２月から昭和 55 年３月までの期間及び平成 16 年５月から平成 17 年 11 月までの期間（計 81 か月）と記録訂正されていることが確認できる（老齢基礎年金の受給資格期間の計算となるⅶ及びⅷ、並びに前述１のｉ、ⅳ及びｖの月数の合計は 295 か月。）

そこで、請求者は、訂正請求記録の対象者の老齢基礎年金の受給資格期間を 295 月から 305 月に戻してほしいと、請求期間①及び②に係る訂正請求記録の対象者の厚生年金保険原簿の記録訂正を求めている。

２　オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は、平成 20 年１月 17 日付けで、昭和 40 年４月２日から昭和 43 年 10 月 18 日までの脱退手当金支給期間に係る厚生年金保険被保険者記録を統合処理されていたところ、当該被保険者記録については、訂正請求記録の対象者の記録ではなく、別の被保険者（訂正請求記録の対象者の旧姓と同じ読み方かつ同じ生年月日）の記録であると判明したことから、当該被保険者記録の統合処理は取り消されていることが、請求者の主張等から確認できる。

したがって、当時の国民年金法附則第８条第５項第７号が規定した合算対象期間となる脱退手当金支給期間のうち昭和 36 年４月１日以後の期間である、訂正請求記録の対象者の昭和 41 年 12 月から昭和 43 年９月までの期間の合算対象期間が記録訂正されていることに誤りはない。

なお、請求期間①のうち、昭和 41 年 12 月から昭和 42 年９月までの期間について、上記合算対象期間に係る記録訂正に伴い、年金の未加入期間と記録されている。

３　請求期間①のうち、昭和 42 年 10 月から昭和 44 年４月までの期間及び昭和 45 年２月から昭和 46 年９月までの期間、並びに請求期間②のうち、同年 10 月から昭和 55 年３月までの期間について、当時の国民年金法第７条第２項第７号は、被用者年金各法の被保険者の配偶者は国民年金の被保険者としない旨、同法附則第６条第１項は、同法第７条第２項に該当するものは同項の規定にかかわらず都道府県知事に申し出て被保険者となることができる旨、同法附則第８条第５項第１号は、同法附則第６条第１項の規定により国民年金の被保険者となることができた者が同項に規定する申出を行わなかったため国民年金の被保険者とならなかった期間を合算対象期間に算入する旨、それぞれ規定している。

また、当時の国民年金法第 89 条第１項第２号は、被保険者が生活保護法による生活扶助を受けるときに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない旨規定している。

請求者から提出された、訂正請求記録の対象者に係る国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（平成 20 年１月 31 日付けＡ社会保険事務所受付押印有）において、連絡欄には「法免　婚姻期間中だがＯＫ」と記載されていることが確認できる。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者は昭和 46 年＊月に三男を出産後、すぐに元夫と

居住するＣ県Ｄ市から、訂正請求記録の対象者の実家近くのＥ市に３人の子供を連れ元夫と別居しており、別居した際、生活保護を受けていた旨陳述している。

しかしながら、戸籍の記録によると、訂正請求記録の対象者は、昭和42年10月＊日に元夫と婚姻し、昭和56年１月＊日に離婚していることが確認でき、オンライン記録によると、元夫は、昭和36年５月１日から昭和44年５月11日までの期間及び昭和45年２月１日から昭和 50 年２月 25 日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、前述の訂正請求記録の対象者に係るＥ市の国民年金被保険者名簿等において、請求期間①のうち、昭和42 年10 月から昭和44年４月までの期間及び昭和45 年２月から昭和46年９月までの期間、並びに請求期間②のうち昭和46年10月から昭和50年１月までの期間は、それぞれ国民年金保険料の納付がない期間である旨記録されている。

さらに、請求者が訂正請求記録の対象者の請求期間①のうち昭和45 年２月から昭和46年９月までの期間及び請求期間②のうち昭和46年10月から昭和55年３月までの期間当時における居住地であったとするＥ市及びＤ市に照会したものの、訂正請求記録の対象者の昭和46 年 10 月から昭和 55 年３月までの期間を、国民年金保険料の法定免除期間と記録する根拠となった資料等（生活保護法による生活扶助を受けたことを示す記録）は保管していない旨それぞれ回答している。

したがって、訂正請求記録の対象者の請求期間①のうち、昭和42 年10 月から昭和44年4月までの期間及び昭和45年２月から昭和46年９月までの期間、並びに請求期間②のうち、同年10月から昭和50年１月までの期間を、それぞれ合算対象期間と記録訂正され、請求期間②のうち、同年２月から昭和 55 年３月までの期間を国民年金保険料法定全額免除期間と記録訂正されていることが誤りであるとは言えない。

４　請求期間①のうち、昭和44年５月から昭和45年１月までの期間について、訂正請求記録の対象者に係るＥ市の国民年金被保険者名簿等において、当該期間は国民年金保険料の納付がない期間である旨記録されており、オンライン記録と一致している。

５　請求期間②のうち、昭和55年４月から平成17年11月までの期間について、訂正請求記録の対象者に係るＥ市の国民年金被保険者名簿等及び昭和55年４月から平成14年３月までの収滞納一覧表において、請求期間②のうち昭和55 年４月から同年12月までの期間、昭和60年４月から昭和61年３月までの期間及び昭和63年４月から平成14年３月までの期間は国民年金保険料の納付がない期間である旨、昭和56年１月から昭和60年３月までの期間及び昭和61年４月から昭和63年３月までの期間は国民年金保険料申請全額免除期間である旨記録されており、オンライン記録と一致している。

また、戸籍の記録によると、訂正請求記録の対象者は、平成２年７月＊日に請求者と婚姻していることが確認できるところ、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者及び請求者は、それぞれ婚姻年月から平成 16 年４月までは国民年金保険料の未納期間、同年６月２日の申請により同年５月から国民年金保険料の法定免除期間と記録されていることが確認できる上、訂正請求記録の対象者は、請求者が平成17年10月１日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後の、同年 12 月に国民年金第３号被保険者資格を取得しているところ、請求者に係るオンライン記録の被扶養者記録照会回答票（案内画面）において、訂正請求記録の対象者は同月 27 日に被扶養者の認定を受けていることが確認できることなど、訂正請求記録の対象者の平成２年７月から平成17年11月までの期間に係る年金記録に誤りは見当たらない。

６　以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る訂正請求記録の対象者の厚生年金保険原簿の記録訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600334 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600057 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 18 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 41 年２月 21 日から昭和 58 年５月１日まで

私は、昭和 41 年２月に、自身が事業主である個人事業所のＢ事業所を起業し、同時期に同事業所は厚生年金保険の適用事業所となり、厚生年金保険被保険者資格を取得した。

しかし、年金記録を見ると、請求期間の年金記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

商業登記の記録において、Ｃ社は、昭和 51 年４月 14 日に会社設立、昭和 59 年５月 26 日にＡ社に商号変更、平成 28 年 12 月 14 日に会社法第 472 条第１項の規定により解散しており、請求者は、会社設立時から解散時まで、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、請求者は、Ｄ社を昭和 41 年２月に退職後、すぐに自身が事業主である個人事業所のＢ事業所を起業した旨主張しているところ、商業登記の記録により確認できる請求期間にＣ社の取締役又は監査役に就任した請求者を除く４人の役員のうち、オンライン記録により確認できる同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 58 年５月１日に厚生年金保険被保険者資格を取得した唯一の取締役（以下「元取締役」という。）は、私がＢ事業所において勤務を始めた昭和 42 年頃から昭和 44 年頃、請求者が小さな事務所を借りて、個人事業所の事業主として仕事をしていたことに間違いはない旨陳述している。

さらに、当時の厚生年金保険法は、物の製造の事業であって常時５人以上の従業員を使用する事業所を厚生年金保険の適用事業所とする旨規定しているところ、元取締役は、私が勤務を始めた昭和 42 年頃から昭和 44 年頃当時、会社は下請けとして部品製造をしていた旨陳述している上、商業登記の記録において、Ｃ社は、会社設立時から各種電器製品の製造ならびに販売を目的とする事業所である旨記録されていることが確認できる。

しかしながら、請求期間のうち、昭和 41 年２月 21 日から昭和 42 年頃又は昭和 44 年頃までの期間について、請求者が起業したとするＢ事業所の実態、同事業所における請求者の被保険者実態について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、昭和 60 年改正前の厚生年金保険法第９条は、適用事業所に使用される者は、厚生年金保険の被保険者とする旨規定していることから、請求期間において、個人事業所における事業主は、厚生年金保険の被保険者とはならない。

さらに、元取締役は、私がＢ事業所において勤務を始めた昭和 42 年頃から昭和 44 年頃の従業員数は５人から６人くらいで、全員正社員でなく、時間給で働くパートタイム社員であり、その後入社した従業員も全員パートタイム社員だったが、昭和 58 年当時になり、正社員として入社した者が３人ほどになった旨陳述している上、商業登記の記録により確認できる同事業

所における請求期間のうち昭和51年４月から昭和58年１月までの取締役及び監査役の人数は４人であることから、同事業所が請求期間において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたか否か（使用する従業員数が常時５人以上であったか）確認又は推認することができない。

加えて、請求者は、Ｂ事業所の社会保険に係る事務は、税理士事務所又はＥ労務協会に委任していた旨陳述しているところ、請求者提出の資料を見ると、受任税理士３人の氏名は確認できるものの、当該３人の所在を確認することはできず、請求期間に係る社会保険の届出及び厚生年金保険料の納付について照会できない上、当該税理士３人のうち１人は、請求者の平成19年10月16日付け及び平成20年１月21日付けの照会文書に対し、Ｂ事業所の社会保険に係る事務は受託しておらず、当該事務はＥ労務協会が行っていたと記憶する旨回答していることが確認できるところ、同労務協会は、Ａ社に係る社会保険及び労働保険事務の受託年月日は平成２年12月16日である旨、及び同労務協会が保管する資料において請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和58年５月１日と記録されている旨回答している。

また、請求者は、税理事務は税理士事務所に委任していた旨陳述しているところ、前述のとおり、受任税理士３人の所在を確認することはできず、請求期間に係る厚生年金保険料控除について照会できない上、元取締役は、私のＣ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和58年５月１日で正しいと思っている旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。